

子どものスポーツ活動の機会確保・充実に向けた部活動改革について

令和6年(2024年)9月版

公立中学校の部活動地域移行に向けた国の動向と本県の現状をお知らせします。

【スポーツ庁の動向】

第1回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の開催



スポーツ庁は、新たな地域スポーツ・文化芸術の創造と部活動改革を実行すべく、今後の方向性や総合的な方策を検討するため、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議を設置し、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策や令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について、検討・協議を進めていくこととしています。

また、各地方公共団体や学校・スポーツ団体等において、運動部活動の地域移行に向けて取り組んでいる方々や、これから取り組まれる方々に向けて、令和5年度の実証事業の成果や課題を基に、8月末に「地域スポーツクラブ活動体制整備に係る事例集」を作成しましたので、今後の取組の参考にしてください。なお、事例集は、下記のURLよりHPでご覧いただけます。

《URL》

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240826-spt_oripara-000028259_04.pdf



第1回やまぐち部活動改革推進協議会

令和6年度第1回県の推進協議会が令和6年7月30日(火)に開催されました。

所管説明事項

○教育庁 学校安全・体育課

「令和6年度の県及び市町の取組や今後の方向性について」

○教育庁 教職員課

「教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」

○観光スポーツ文化部 スポーツ推進課

「地域スポーツクラブ体制整備に係る取組について」



実践事例発表

○下関市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

「下関市運動部活動改革とD-sportsの取組」

○防府市教育委員会 学校教育課

「防府市地域クラブ化の進捗状況」

○長門市観光スポーツ文化部 部活動地域移行準備室

「長門市における部活動地域移行(Nクラ)への取組」



意見交換

《推進協議会委員の方から、貴重なご意見をいただきました。》(協議会委員の意見より抜粋)

○人材確保については、公務員のサービスの在り方や民間企業への依頼など多くの方に関わっていただけるような体制づくりを行い、まちづくりの一環として参画してもらいたい。

○教職員の生徒への関りや部活動での指導実績は、人材確保をする上で、非常に貴重であることから、勤務時間の終了後、すぐに地域へ貢献ができるよう業務の見直しや学校運営体制の構築も必要である。

○地域移行することで、子どもの活動機会が減少することなくしっかりと確保・充実するよう学校部活動の意義を継承・発展した活動が行われるような地域移行にしなければならない。

○行政や教育委員会と学校がしっかりと連携し、先の見通しをもって、生徒・保護者が不安を抱くことがないように周知を進めていくことが大切である。

【 本県の部活動の地域連携・地域移行に係る Q & A 】 Part 2

Q1: 新たな地域クラブ活動は、スポーツクラブや習い事とは何が違うのですか？

- 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法の「スポーツ」として位置づけられるものでもあります。
- 地域クラブ活動は、学校とは別の地域が主体となった運営団体が活動を実施し、学校と連携しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツの振興の観点からも充実を図ることが重要です。
- 一方で、スポーツクラブや習い事は、特定のスキルや専門的な技術の習得を目的としている場合があります。子どもたちが自らのニーズや興味・関心に応じて、活動を選択することが大切です。

Q2: 地域クラブ活動の運営は、どこが行うのですか？

- 地域クラブ活動の運営を担う団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、民間事業者などの団体が担うことが想定される他、地域教育ネットや保護者会などの学校と関係する組織、団体が担うことも考えられます。
- なお、市町の行政や教育委員会が、運営団体を担う場合もあります。
- 子どもたちは、運営団体の活動方針に従って、実際に地域クラブ活動を行う個別のクラブ（実施主体）に参加し、スポーツや文化芸術活動に取り組むことになります。

Q3: 地域クラブ活動と学校との連携とは、どのようなことですか？

- 地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切です。
- 学校の設置者等は、地域で実施されている地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

Q4: いつから地域クラブ活動に参加できるのですか？

- 現在、19市町において協議会が設置され、今後の学校部活動に関することや地域クラブ活動にむけての具体的な体制整備、スケジュールについて検討が進められています。
- 今後、地域の実情に応じた環境構築が整った市町から保護者への説明会等を経て、学校部活動に代わる地域クラブ活動への参加が可能になります。
- また、国事業を活用した実証事業を実施する市においては、地域クラブ活動のモデルクラブや体験会への参加によって、課題の整理や成果の検証などが行われています。



Q5: 地域クラブは指導者等の都合で、活動場所への移動や活動時間が限られるのでは？

- 地域クラブ活動は、学校の放課後の時間帯での活動や、地域クラブの運営団体において学校施設や公共施設など活動できる施設を円滑に利用できるようにするなど、詳細な内容について検討、調整を行い、準備を進めてほしいと考えています。

※ 「部活動の地域移行に係る Q & A」は、令和5年10月版のリーフレットにも掲載されています。

部活動改革に係る国（スポーツ庁）及び山口県の情報 は 下記 QR コード から も 確認 できます。

スポーツ庁



教育庁学校安全・体育課



文化振興課



スポーツ推進課



地域移行に係る
説明スライド動画も
掲載しています。

山口県スポーツ推進課